

倫理規定改定の概要

平成26年9月12日

土木学会全国大会研究討論会

倫理・社会規範委員会 幹事長

皆川 勝

改定の必要性

- 「倫理規程」は、**技術と技術者の有るべき姿を自ら明らかに**することを提示、使命を果たしている。
- 一方で、土木技術者の継続的な**社会貢献の意義を謳う面で弱い表現**となっているとの意見
- **東日本大震災**は多くの土木技術者の価値観を問い直す機会
- 国際化の進展や**土木学会の公益法人化**など、現行規定制定時とは状況は変化
- **構成、内容、表現**の観点から見直し実施

5年にわたる検討

- 3年にわたる企画運営小委員会(皆川勝小委員長)における活動: 他学協会の動向, 学会内の意見集約
- 1年間の**倫理規定検討部会(依田照彦部会長)**での活動: 特に「構成」を変更することの是非
- 1年間の**倫理規定検討特別委員会(阪田憲次委員長)**での活動: 他学会, 社会科学系研究者, 法律家などを含む専門家による検討

構成について

- 1999年版規定の**最初の3条は「土木技術者の信条」に相当する**、土木技術者のアイデンティティを明確に述べたもので、それ以降のより具体的な**行動規範**とは階層が異なる。
- **信条に相当する「倫理綱領」と守るべき行動に相当する「行動規範」に分ける構成は**、多くの関係者の賛同を得た。
- 「行動の手引き」の作成、「前文」「基本認識」や、それを継承した「解説」の必要性について議論。

内容について

- 東日本大震災を経て、「社会安全」の議論に代表されるように、災害から市民を守る土木技術者の社会的使命を倫理規定においてより明確に規定することが必要。
- 1999年版「倫理規定」の内容に関して、大きな問題は指摘されていない。
- さらに、倫理観を醸成し、災害から市民を守る土木技術者の使命をより明確に示す内容を取り入れる。
- 土木事業に携わる者の多様性に十分配慮した倫理規定の内容であるかの検討が必要。

表現について

- 倫理性のより高い規定、倫理感を高める規定、抽象的表現と自発的探求。
- 教育現場での利用のしやすさ、理解のしやすさをはかる必要。
- 項目数、順序、項目のグルーピング、表現(時代性、倫理水準、分かり易さ、実感)。

土木技術者の倫理規定 (2014年5月9日改定)

倫理綱領

土木技術者は、
土木が有する社会および自然との深遠な関わりを認識し、
品位と名誉を重んじ、
技術の進歩ならびに知の深化および総合化に努め、
国民および国家の安寧と繁栄、
人類の福利とその持続的発展に、
知徳をもって貢献する。

社会的使命

1 (社会への貢献)

公衆の安寧および社会の発展を常に念頭におき、専門的知識および経験を活用して、総合的見地から公共的諸課題を解決し、社会に貢献する。

2 (自然および文明・文化の尊重)

人類の生存と発展に不可欠な自然ならびに多様な文明および文化を尊重する。

3 (社会安全と減災)

専門家のみならず公衆としての視点を持ち、技術で実現できる範囲とその限界を社会と共有し、専門を超えた幅広い分野連携のもとに、公衆の生命および財産を守るために尽力する。

職務のあり方

4（職務における責任）

自己の職務の社会的意義と役割を認識し、その責任を果たす。

5（誠実義務および利益相反の回避）

公衆、事業の依頼者、自己の属する組織および自身に対して**公正、不偏な態度を保ち**、誠実に職務を遂行するとともに、利益相反の回避に努める。

6（情報公開および社会との対話）

職務遂行にあたって、**専門的知見および公益に資する情報を積極的に公開し、社会との対話を尊重する。**

技術者個人のあり方

7（成果の公表）

事実に基づく客観性および他者の知的成果を尊重し、信念と良心にしたがって、論文および報告等による**新たな知見の公表および政策提言を行い、専門家および公衆との共有に努める。**

8（自己研鑽および人材育成）

自己の徳目、教養および専門的能力の向上をはかり、技術の進歩に努めるとともに**学理および実理の研究に励み**、自己の人格、知識および経験を活用して人材を育成する。

9（規範の遵守）

法律、条例、規則等の拠って立つ理念を十分に理解して職務を行い、清廉を旨とし、率先して社会規範を遵守し、社会や技術等の変化に応じてその改善に努める。